

南河内観光パンフレット作製業務委託仕様書

1. 業務委託名

南河内観光パンフレット作製業務委託

2. 目的

本業務は、南河内地域の魅力を広く PR するための観光パンフレットを作製することで、南河内地域内での回遊性を向上させ、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会（以下「協議会」という。）の目指す観光「楽しいものを求めてのお出かけ」の促進に寄与することを目的とする。

3. 業務の内容

【観光パンフレット作製】

ア 内容

今回のターゲットである「30 代女性」が南河内に来訪したいと思うような、また南河内に来訪した際に満足できるような内容の「南河内観光パンフレット」を作製、発行する。

（1）写真やイラスト等を使用し、パンフレットのデザイン、構成等を行う。

- ・掲載物件については、基本的に全件取材し、写真、記事を作成すること。必要に応じて各市町村所有の写真等を提供する。
- ・必要に応じてモデルを採用し、来訪者のイメージに合ったものとする。
- ・表紙は 3 案提出すること。

（2）テーマをしばったパンフレットとすること。（例：南河内グルメ特集など）

※「南河内」を PR するならどのような企画であれば魅力が伝わるか、南河内への訪問者が増えるか、パンフレットを手にとってもらえるかを考えたうえでテーマやコンセプトも含めて提案すること。

（3）以下の項目を掲載すること

- ・南河内の広域マップ（掲載ポイントを全件表示）
- ・各ポイントへのアクセス（電車・自動車・バス・レンタサイクル）
- ・協議会を構成する 8 市町村の他、松原市を含め、南河内全体

の地域の魅力が十分に伝わる内容であること。

・掲載ポイントは各市町村最低 1 カ所以上であること。

イ 規格 下記の事項を基本とするが、より良くなる提案であれば下記以外も可とする。

判型：持ち運びしやすいサイズ

12 ページ以上、オールカラー、中綴じ、左開き

紙質：マット紙 70kg 又は同等以上

校正：校正 3 回以上、色校正 1 回以上

ウ 作成部数

日本語版：10,000 部、多言語版 9,000 部 計 19,000 部

4. 納品・成果物

観光パンフレット作製：南河内観光パンフレット（仮称）

・印刷物として 日本語版 10,000 部、英語版 5,000 部、
中国語版（簡体字）2,000 部、韓国語版 2,000 部

・電子データとして PDF データ及び写真データ（JPG）、AI データを
CD - R 等記憶媒体（1 枚）で納品。

※新たに撮影した写真やイラストデータ等含む

※二次利用できる形式で提供すること。

5. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日(木)まで

6. 発注者について

発注者である「華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会」は、太子町、河南町、羽曳野市、藤井寺市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、千早赤阪村が属する協議会である。ただし、千早赤阪村は現在休会中である。

7. 事業の運営管理

協議会は、受託者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的に照らし適切な運営管理を実施するため、受託者は協議会に対し事業の進捗状況を随時報告するとともに、事業の推進にあたって協議会と十分に協議、連携して事業を実施する。

8. 業務責任者等

① 受託者は、業務責任者を定め、協議会に届け出るものとし、これを変更

した場合も、同様とする。

- ② 業務責任者及び業務担当者は、相当の経験と必要な能力を有するものでなければならない。
- ③ 業務責任者は、本業務に精通し、かつ、高度な技術を有する者を配置し、業務の全般に渡り、技術管理を行うとともに遂行管理を行うものとする。

9. 検査

本業務は、成果品を作製、納品し、協議会の検査合格後、完了とする。

また、受託者は、本業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、協議会の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行わなければならない。

10. 成果品の帰属等

- ① 本業務の成果品の著作権及び使用权は、すべて協議会に帰属するものとし、受託者は協議会の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。
- ② 本業務に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ協議会に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用权料等の負担と責任は、すべて受託者が負うものとする。
- ③ モデルを使用する場合は、数年でモデル使用期間が終了となり、使用期間終了後はパンフレットを配布することができないなどということがないよう、継続的に使用できるモデルを起用すること。
- ④ 著作権の譲渡後、受注者に著作者人格権が残存する場合において、受注者は発注者に対してこの権利を行使しない。

11. 機密の保持

受託者は、本業務において知り得た情報について、他に漏えい又は引用してはならない。なお、この業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

12. 個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、この業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

13. 損害の賠償

本契約の履行に際して、本契約の違反又は受託者の故意若しくは過失により、協議会又は第三者が被害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。

1 4．疑義

本仕様書に定めない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合、協議のうえ委託者の指示に従うものとする。

1 5．その他

本仕様書は業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であって軽微な業務で、委託者が必要と認める業務については、委託料の範囲内で実施するものとする。